

# 平成27年度 京都市立東山泉小中学校「学校いじめ防止基本方針」

## 1 目的

「いじめ」は子どもたちの心身の健全な成長に重大な影響を及ぼし、自殺や不登校を引き起こす深刻な人権問題である。そのような中で「いじめ」はどの学校、学級でも起こりうるものであり、また、全ての子どもが、突然被害者にも加害者にもなり得るものであると捉える。

学校の中では「見逃しのない観察」「手遅れのない対応」「心の通った指導」を徹底し、「いじめ」を許さない学校づくりを推進する。

## 2 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織

### (1) いじめ対策委員会

#### ア 構成員（職名又は校務分掌）

校長 教頭 生徒指導主事 養護教諭 教育相談主任 学年主任 補導主任 生徒指導主任 生活指導担当教員 スクールカウンセラー スクールソーシャルワーカー

#### イ 開催時期

月1回（＊緊急に対応を要する場合は、この限りではない。）

#### ウ 委員会として取り組む内容

- ・各学年の児童生徒の動向を情報交換し、多角的に児童生徒理解を行い指導に生かす。
- ・定期的な未然防止対策・早期発見対策を勘案・検討し推進する。
- ・生徒指導委員会での情報交換に基づき、必要に応じて組織的な対応を検討し推進する。
- ・いじめとして対応すべき事案か否かを判断する。判断材料が不足している場合は、関係者の協力のもと、事実関係の把握を行い、いじめであると判断されたら「組織」で問題解決まで被害・加害双方に対し指導・支援を行う

### (2) 生徒指導委員会

#### ア 構成員（職名又は校務分掌）

校長 教頭 生徒指導主事 補導主任 生徒指導主任 各学年補導係 養護教諭

#### イ 開催時期

週1回

#### ウ 委員会として取り組む内容

- ・各学年の児童生徒の動向を情報交換し、多角的に児童生徒理解を行い指導に生かす。
- ・問題行動に対する未然防止対策・早期発見対策を勘案・検討し推進する。
- ・問題行動を起こした児童生徒への支援・指導を検討し実践する。
- ・いじめとして対応すべき事案か否かを判断する。判断材料が不足している場合は、関係者の協力のもと、事実関係の把握を行い、いじめであると判断されたら「組織」で問題解決まで被害・加害双方に対し指導・支援を行う。

### 3 基本的施策

#### (1) 学校におけるいじめの防止

##### ア 授業改善の充実

- ・全ての生徒がわかる喜びと学ぶ楽しさを実感できる授業の実施。
- ・学習するときの約束やルールを一人一人の子どもが確実に身に付け、意欲的に学ぶ集団づくりの取組の推進。
- ・教育課程指導計画（京都市スタンダード）に基づく指導の徹底。
- ・言語活動の充実とコミュニケーション能力の育成を重点においた学習内容や学習形態の工夫。

##### イ 道徳教育の充実

- ・道徳の時間を基盤として児童生徒の心にはたらきかけることを意識する。すべての教育活動の土台となる部分を道徳教育で進めていく。
- ・よりよい生活や人間関係を築こうとする自主的、実践的な態度を育てることをねらいとした活動の、意図的、計画的な実施。
- ・「いじめは絶対に許されない」ことや、「命の大切さ」「思いやりと友情」などを具体的に取り上げた人権学習、道徳の学習の実施。
- ・日曜参観で、道徳の授業を行い、児童生徒保護者地域とともに、集団の一員としての自覚や態度、資質や能力を育む。

##### ウ 体験活動の充実

- ・職業体験やボランティア活動等の体験活動や教科・総合的な学習の時間、特別活動と道徳の時間との関連を図り、道徳的価値の自覚を深める指導の充実を図る。

##### エ 児童生徒が自主的に行う活動の充実

- ・児童生徒会活動や児童生徒の主体的・自発的な活動を重視するとともに、集団生活や集団活動の楽しさを実感し、集団の一員としての役割を担い、責任を果たす中で、自分への自信を培い、自己有用感を高め自己実現につなげる指導を進める。
- ・学校内人権月間、週間での生徒による「いじめ」撲滅キャンペーン
- ・児童生徒会主催の人権集会の実施。
- ・異学年集団の交流等を進める中で、望ましい人間関係の育成と、協力して諸問題を解決する力の育成。
- ・縦割り活動によるピアサポート体制。
- ・いじめ防止に向けた標語、スローガン、ポスターの作成と掲示

##### オ 児童生徒への啓発

- ・京都市中学校生徒会宣言を様々な機会を捉え、児童生徒に周知し、児童生徒自らが規範について考え方行動実践できる力を育てる。そのために京都市中学校生徒会宣言にもとづく児童生徒会アンケートを実施し、児童生徒の実態を踏まえた自主的・自発的な児童生徒会活動を立案し推進できるよう指導する。
- ・非行防止教室の実施と事後指導での全学年への発信。
- ・学校だより、学級通信等での「コラム」の有効活用。

## **力 保護者の啓発**

- ・「子どもを共に育む京都市民憲章」を保護者・地域に広く周知し、共に子育てを進める。
- ・機会を捉えいじめ防止対策推進法の趣旨を保護者・地域に広く周知し、いじめの解消が保護者の理解・協力なしに進まないとの理解を広く求める。具体的には、『いじめられていないか?』と同等、『他の子どもをいじめていないか?』の家庭・地域での声かけを生み出していくようにする。
- ・人権学習、道徳の学習の参観授業による保護者への啓発活動。
- ・非行防止教室の保護者参観。
- ・学校説明会の中での「学校いじめ防止基本方針」の発信。

## **キ その他**

- ・学校評価アンケートの結果の分析と、PDCAサイクルでの見直し。

### **(2) いじめの早期発見のための措置**

#### **ア 児童生徒に対する定期的な調査**

##### **(ア) アンケートなど**

- ・いじめに特化したアンケートを利用しての「いじめ」の兆候の早期実態把握。
- ・クラスマネジメントシートを活用しての「いじめ」の実態把握と学級経営の見直し。

##### **(イ) 教育相談など**

- ・アンケートに基づく積極的な相談活動の実施。
- ・教育相談週間の設定と、週間前の生徒に対するアンケートの実施による発見の強化。
- ・SC・SSWとの連携による教育相談

#### **イ 相談体制の整備**

- ・定期的な家庭訪問、教育相談の実施による相談機会の確保。
- ・学級日誌や教科担任との情報交換などあらゆる機会を捉えて児童生徒の些細な変化に気づき、児童生徒の実態把握に努める。
- ・定期的な「いじめ対策委員会」による情報共有と組織的な動きの構築。

## **ウ その他**

- ・登校、休み時間、掃除中、部活動などの校内巡視による児童生徒の見守り活動の実施。
- ・全教職員によるいじめを見逃さない体制づくりの構築。

### **(3) 教職員の資質向上（校内研修）**

- ・生徒指導体制の見直しと「報告」「連絡」「相談」の徹底。
- ・日常的に児童生徒の動向の情報交換を行い、教職員相互の観察視点の補完を行うとともに観察視点の多角化に努める。
- ・具体的な事例を用いた教員研修による教師一人一人のいじめに対する意識の向上。
- ・教職員の人権感覚を磨く取組と能力向上を図る研修会、いじめ防止対策の研修会実施。

#### (4) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進

- ・京都市教育委員会・京都府警本部と連携し「非行防止教室」を実施する。インターネットや携帯電話の利用について、危険性はもちろんのこと問題行動全般に関する未然防止の啓発・指導に努める。
- ・ネットパトロールを利用し、個人情報の漏洩や他人への中傷・誹謗の書き込みについて実態把握を行い、問題掌握時には適切な指導を行う。
- ・日常の児童生徒同士の関わりの中に適宜介入し、児童生徒のソーシャルスキルの向上に努め児童生徒一人一人の居場所づくりに努める。
- ・教科指導（社会科、技術・家庭科）の中で情報リテラシーを涵養する。
- ・PTA活動や地域生徒指導連絡協議会、関係諸団体の活動を通じて保護者や地域への啓発活動を行う。
- ・情報モラルの学級活動の強化。
- ・家庭教育学級、地生連等を活用しての地域への啓発。

#### 4 いじめが起こったときの措置

- ・いじめ防止対策推進法等を踏まえ、いじめの事実の有無を確認、教育委員会への報告、再発防止、いじめを受けた児童生徒又は保護者への支援、いじめを行った児童生徒への指導又は保護者への助言、いじめを受けた児童生徒が安心して教育を受けるための必要な措置、保護者との情報共有、警察との連携などの適切な措置を講ずる。
- ・速やかな対応、丁寧な聞き取り、正確な事実関係の記録。  
(被害の態様、状況、構造、動機、背景など)
- ・組織的な対応。関係機関との連携。
- ・重大事態、再発の防止。
- ・被害児童生徒の保護を最優先に考えた対応。
- ・加害児童生徒への責任ある指導。
- ・保護者との連携。
- ・学級、学年等の集団全体を見据えた指導。

#### 5 重大事態への対処

- ・京都市教育委員会への報告と相談、調査主体等の協議。
  - ①生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあるとき。
  - ②相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるとき。
  - ③児童生徒や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申し出があったとき。

##### 学校が調査主体の場合

- ・学校の下に重大事態の調査組織を設置。
- ・調査組織で、事実関係を明確にするための調査を実施。
- ・いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して必要に応じた適切な情報提供。
- ・京都市教育委員会への調査結果の報告。
- ・調査結果を踏まえた必要な措置。
- ・同種の事態発生の防止に必要な取組の推進。

##### 京都市教育委員会が調査主体の場合

- ・京都市教育委員会の指示のもと、資料の提出など、調査への協力。

## 6 年間計画（予定）

いじめの防止等のための取組を下表のスケジュールにより実施する。ただし、年度途中に計画の見直しを行う場合がある。

月	対策会議や校内研修等	未然防止に向けた取組や行事等	アンケートの実施や教育相談週間等	保護者への啓発等
4	いじめ対策委員会① 職員会議「学校いじめ防止基本方針」の共通理解	道徳授業		
5	いじめ対策委員会② 学級経営方針の交流会	道徳授業 人権月間・人権学習		家庭訪問週間 日曜参観
6	いじめ対策委員会③	道徳授業 運動会（集団づくり） 児童生徒総会	教育相談週間	
7	いじめ対策委員会④ 年間の取組の見直し①	道徳授業 非行防止教室	第1回クラスマネジメントシートの実施	個人懇談会 非行防止教室等への参観
8	「いじめ」に特化した研修会①	夏補習		
9	いじめ対策委員会⑤	道徳授業		
10	いじめ対策委員会⑥	道徳授業 文化祭合唱コンクール (集団づくり)		
11	いじめ対策委員会⑦ 「いじめ」に特化した研修会②	道徳授業	教育相談週間	
12	いじめ対策委員会⑧ 年間の取組の見直し②	道徳授業 人権月間・人権学習	第2回クラスマネジメントシートの実施	個人懇談会
1	いじめ対策委員会⑨	道徳授業		
2	いじめ対策委員会⑩	道徳授業		
3	いじめ対策委員会⑪ 年間の取組の見直し③	道徳授業 球技大会（集団づくり）	第3回クラスマネジメントシートの実施	

※ 年間計画では以下の事項の回数・実施時期などを策定する。

- ・ 「年間の取組の見直し」(P D C A サイクルの期間)
- ・ 「いじめに関するアンケート」
- ・ 「いじめの防止等の対策のための組織の会議」
- ・ 「校内研修」
- ・ 「未然防止の取組」(学年又は全校の取組)
- ・ 「個別面談」「教育相談」

